

## 令和元年度消費生活協同組合役員研修会を開催しました！

7月11日（木）三井ガーデンホテル千葉において、令和元年度消費生活協同組合役員研修会を開催し、9会員生協から事務局も合わせて49名が参加しました。



### 当日のプログラム

9:45～主催者あいさつ

9:55～研修（1）

『私たち自らがデザインする持続可能な社会』

講師：萩原なつ子氏

11:25～研修（2）

『第3次千葉県消費生活基本計画』

講師：斎藤孝治氏

12:05～研修（3）

『生協運営上の留意点について』

講師：齋藤稔氏

12:35 閉会

### 主催者あいさつ

千葉県環境生活部くらし安全推進課

消費者安全推進室 斎藤室長

生協の活動は生活に必要な物資の供給や共済、福祉、環境や防災など多岐に渡り、持続可能な社会の実現に向けた取り組みともいえます。生協の社会の変化や地域の実情に合わせた取り組みが期待される中、本日の研修が今後の生協の事業展開に役立つことができれば幸いです。



### 千葉県生協連 首藤会長理事

本日の研修のテーマは「持続可能な社会づくりに向けて生協が担える役割や私たち自身が明日から何ができるのかをみんなで考えること」「地域の住民として、安心して暮らせる豊かな地域づくりにむけた千葉県の基本計画を学ぶこと」「生協の運営上の留意点をきちんと把握すること」となっております。本日の研修が各生協の活動に役立てれば幸いです。



### 研修（1）『私たち自らがデザインする持続可能な社会』

講師 立教大学社会学部 萩原教授

まず始めに各グループに分かれてアイスブレイクとして自己紹介を行ない、講義に入りました。

#### 【講義の内容】

「SDGsのルーツを辿ると1892年エレンリチャードスワローがエコロジーという学問を創ったことから始まった。エレンリチャードスワローは豊かな生活より正しい生活の仕方を学ぶことが大切であると宣言した。エコロジーの思想がエコノミクスになり、レイチェルカーソンが影響を受け、『沈黙の春』を出版した。その後アメリカのケネディ大統領が消費者の「4つの権利（安全である権利、知らされる権利、選択できる権利、意見が反映される権利）」を提示し、現在の「消費者の8つの権利」となった。国連消費者保護ガイドラインが1999年に改訂され、消費者を取り巻く問題は単なる消費者被害だけではなく、現在の大量消費社会の影響を受けた地球全体の持続可能性の問題も考慮し、持続可能な消費と生産の確立に向けた



努力を行なうこととなり、現在のSDGsにつながった。

SDGsは伝統的な開発目標と環境の課題とガバナンスの問題が入っていて、生協が取り組んできたことが概念整理されて可視化されたといえる。特に共通の言語となったことで色々な組織同士が連携しやすくなった。SDGs時代の社会デザインは異なる価値観を持つ人々が共生していくための知恵や仕掛け、仕組みが大切である。生協ではコープSDGs行動宣言を行なっているが、日本では目標を達成しているのは目標4のみで目標5、12、13、17の達成率が低くなっている。目標を達成するためには縦割りではなく横の関係性を創り、連携をすることが大切であり、自分が何をするのかを考え実行することが必要である。」(文責：事務局)

講義が終了後、ワールドカフェ方式でコープSDGs行動宣言の7つの取り組みから特に最も関心があるものを選び、グループ内、グループ外の意見、考えを聴き、実現するためのアイデアを共有しました。最後に明日からSDGsの目標に向けて自分が何をするのか宣言をハガキに記入しました。3ヶ月間、宣言した行動を実践してどのような変化があったのかを記入して返信してもらうことを確認して終了しました。

## 研修(2)『第3次千葉県消費生活基本計画の概要』

講師 千葉県環境生活部くらし安全推進課  
消費者安全推進室 齋藤室長



第3次千葉県消費生活基本計画は千葉県消費生活条例に基づく基本計画と消費者教育推進法に基づく法定計画を一体的に策定したもので消費者市民として主体的に、持続可能な社会づくりに取り組み、安全・安心で暮らしやすい千葉県の実現を目指すものとなっています。千葉県の消費生活相談は2017年度49,000件あり4割以上が60代となっています。計画内容の重点的な課題として「消費生活相談体制の体制強化と周知」「消費者教育の推進」「高齢者等の被害防止に向けた地域の様々な主体が連携した見守り体制の強化」「悪質業者に対する指導と取締強化」「消費者の安全・安心の確保のための取組の推進」となっています。以上の課題から基本目標を5つ「誰もが、どこでも安心して相談できる体制づくり」「消費者市民を育む教育の推進」「気づき、つなぎ、守る地域力の向上」「取引の適正化と悪質事業者への指導の推進」「商品・サービスの安全・安心の推進」としています。計画を推進する中で、生協からのご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

## 研修(3)『生協運営上の留意点』

講師 千葉県環境生活部くらし安全推進課  
消費者安全推進室 齋藤副主幹



消費生活協同組合法の第10条に事業の種類があります。平成19年度に生協法が公共的活動の推進という観点で改正されました。各生協では任意の組合員活動として様々な取り組みが行なわれていますが、組合員活動の促進に向けて教育事業等繰越金を組合員活動の事業に充てることできるようになりました。千葉県では3年に1度、立入検査を行っています。検査については内部管理態勢、会計実務、財務の健全性をポイントにしています。この間、関係法令が改正されていますので、ご注意をお願いします。特に民法は令和2年4月1日から施行、消費税率の変更に伴う軽減税率制度への対応には準備をお願いします。

## 閉会あいさつ 上山専務理事

本日は3つのテーマについて学びました。萩原先生からはSDGsの歴史から改めて学ぶことができました。1人1人が自分の暮らしの中で持続可能な社会の実現に向けて何ができるのかを考え、継続することが大切であることを学びました。斎藤室長から第3次消費生活基本計画について学びましたが、生協の取り組みと重なっている部分もありますので連携してできることについて今後の可能性を感じました。齋藤副主幹からは生協法や法改正に向けて注意することを学びました。今後も行政と連携を強めて取り組みを進めていきたいと思えます。今後も会員生協の皆様にも少しでも役立てられるように進めて参りますので、ご協力をよろしくお願い致します。



## 参加者アンケートより

- 萩原先生のお話と分散会での交流が興味深かったです。なかなか自分に遠い感覚のSDGsについても交流を通して自分事として考えることができました。意識を持つことで変わることができるかも、、、ハガキの実験（体験）が楽しみです。
- 萩原先生のお話はSDGsを紐解いてくださり、改めて今取り組まなければいけないと感じました。特に女性がそこに必要だと思い、自分事として取り組みたいと感じました。
- 千葉県消費者計画は改めて知ることができました。高齢者向けの課題など、是非、活用していきたいと思えます。
- 千葉県消費者基本計画に基づき、消費者教育の推進に協力できるよう、密な情報交換や出前講座の活用、広報媒体での啓発を継続していきます。
- 生協運営上の留意点については再確認ができて良かったです。

## 当日の様子

